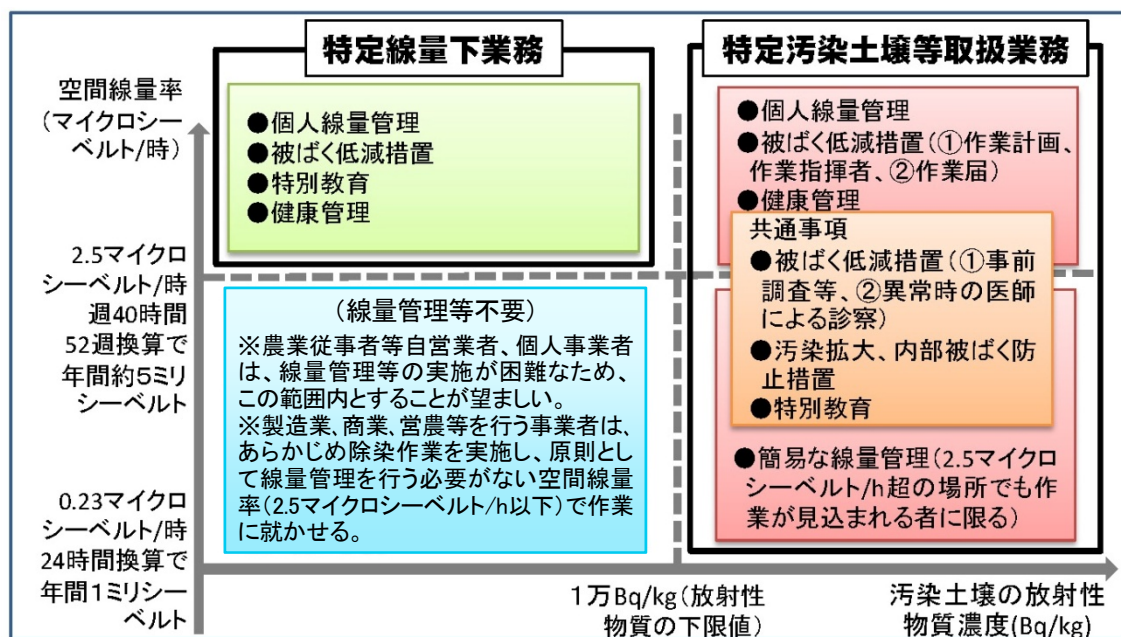


**QA15 避難区域内で事業を再開した場合の労働者の線量管理等はどのように行うべきですか。**

事業者は、1万ベクレル/kgを超えて汚染されている土壌等を取扱う場合、又は2.5マイクロシーベルト/時を超える場所で事業を行う場合、労働者の線量管理等の措置が必要です。

除染電離則（注）では、避難区域内で特定汚染土壌等取扱業務を行う場合、事業者には①被ばく線量を5年間で100ミリシーベルトかつ1年間で50ミリシーベルト以下とすること、②適切な線量管理と結果の記録・保存、③事前調査の実施と作業計画の策定、④汚染防止のための措置と汚染検査、⑤必要な保護具、⑥特別な教育、⑦健康診断等を行うことを義務づけています。また、特定線量下業務を行う場合は、事業者には①、②、③（事前調査のみ）と⑥の措置が義務付けられています。

（注）東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）



出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：平成24年12月25日

本資料への収録日：平成25年1月16日